

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例施行規則

令和3年3月15日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例（令和3年おいらせ町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとし、条例第1条に規定するおいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金（以下「助成金」という。）の交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(助成金の申請)

第3条 条例第6条の規定による申請は、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (2) 申請者の戸籍の附票
- (3) 母子手帳の写し（同一世帯に妊婦がいる場合）
- (4) 土地の登記事項証明書（土地を購入した場合）
- (5) 住宅の登記事項証明書
- (6) 土地の購入契約書の写し（土地を購入した場合）
- (7) 住宅の新築、中古住宅の購入又は増改築に係る契約書の写し
- (8) 土地及び住宅の取得代金又は住宅工事代金の領収書又は当該支払いを確認できる書類の写し
- (9) 住宅の位置図の写し
- (10) 住宅の平面図の写し
- (11) 住宅の全景写真

(12) 申請する日の属する課税年度及びその前年度の納税証明書（世帯全員分）

(13) 誓約書（様式第2号）

(14) 町内会加入証明書（様式第3号）

(15) アンケート（様式第4号）

(16) その他町長が特に必要と認める書類等

2 前項第13号に掲げる誓約書には、連帯保証人（以下「保証人」という。）を1人立てなければならない。ただし、保証人は申請者と同一世帯の者、申請者と生計を同一とする者及び取得住宅に共有持分を有する者以外の者でなければならない。

3 第1項第13号に掲げる誓約書には、申請者及び保証人それぞれの実印を押印し、その印鑑登録証明書を添付しなければならない。

4 第1項の申請は、取得住宅に転入又は転居した日以後1年以内に行わなければならない。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第4条 町長は、交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付の決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めるときは、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第5条 前条第1項の規定により交付決定等の通知を受けた者は、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金請求書（様式第7号）により、町長に請求しなければならない。

（助成金の返還命令）

第6条 町長は、条例第7条に規定する助成金の返還を命ずる場合は、受給者に対し期限を定め、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金返還命令書（様式第8号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、条例附則第2項ただし書に規定するものについては、この規則は、同日後もなおその効力を有する。